

# 障がい者福祉のしおり

平成25年6月版

各制度を利用されるときは、いろいろな条件等があり、また制度によっては内容が変更となる場合があります。

なお、この他にも福祉に関する制度がありますので、詳しい内容や申請の方法などについては、必ず事前にそれぞれの窓口へお問い合わせください。

南九州市福祉課

## 目次

### § 各種相談窓口 § ..... 1

障害のある方の福祉サービス全般の窓口  
相談支援事業者  
県発達障害者支援センター  
県精神保健福祉センター  
障害者相談員  
民生委員・児童委員

### § 障害者手帳 § ..... 2

身体障害者手帳  
療育手帳  
精神障害者保健福祉手帳  
手帳をもっている方へ

### § 障害者自立支援法にもとづくサービス § ..... 3

介護給付  
訓練等給付  
障害児施設  
障害者施設（障害者自立支援法の経過措置）  
補装具給付事業  
地域生活支援事業

### § 医療 § ..... 10

自立支援医療の給付  
重度心身障害者医療費助成事業  
ひとり親家庭等医療費助成事業  
後期高齢者医療制度  
高額療養費

### § 経済的支援 § ..... 12

特別障害者手当  
障害児福祉手当  
特別児童扶養手当  
児童扶養手当  
心身障害者扶養共済制度  
障害基礎年金、障害厚生年金等  
特別障害給付金

生活福祉資金貸付  
定期預金の利息優遇

### § その他の福祉サービス § ..... 13

障害児学童保育事業  
巡回相談

市営温泉センター入浴料割引

鹿児島県身障者用駐車場利用証制度

### § 就労 § ..... 14

公共職業安定所  
かごしま障害者就業・生活支援センター  
鹿児島障害者職業センター  
国立鹿児島障害者職業能力開発校

### § 教育 § ..... 15

市教育委員会学校教育課  
巡回教育相談

### § 公共料金サービス § ..... 15

NHK放送受信料の減免  
NTT無料電話番号案内（ふれあい案内）  
携帯電話使用料割引  
郵便料金の割引  
公共施設利用料等の減免

### § 交通機関の割引 § ..... 16

ひまわりバスの免除  
バス運賃の割引  
タクシー運賃の割引  
JR旅客運賃の割引  
航空運賃の割引  
有料道路通行料金の割引  
鹿児島空港県営駐車場の割引

### § 税金の減免・減税等 § ..... 17

知覧税務署  
住民税と所得税の控除  
確定申告による医療費控除  
給付金の非課税、掛金の控除  
自動車税・自動車取得税（県税）、軽自動車税（市税）の減税  
利子等の非課税

### § 社会参加等 § ..... 19

選挙  
福祉団体の加入  
福祉大会  
スポーツ大会等  
障害者週間

### § 市内サービス事業所一覧 § ..... 19

## § 各種相談窓口 §

### ◆障害のある方の福祉サービス全般の窓口

市の相談窓口

名 称	所在地	電話番号
川辺庁舎福祉課障害福祉係	南九州市川辺町平山 3234 番地	0 9 9 3 - 5 6 - 1 1 1 1
知覧庁舎福祉課福祉係	南九州市知覧町郡 6204 番地	0 9 9 3 - 8 3 - 2 5 1 1
穎娃庁舎福祉課福祉係	南九州市穎娃町牧之内 2830 番地	0 9 9 3 - 3 6 - 1 1 1 1

身体障害者手帳や療育手帳等の申請をしたいとき、医療費の助成を受けたいとき、車いす等の補装具が必要なとき、ホームヘルプサービス等のサービスを利用したいとき、施設を利用したいとき、また日常生活や社会活動で困っている等のいろいろな相談に応じています。

### ◆相談支援事業者

生活支援センター なんさつ	(TEL 0993-38-0454)
障害者自立支援センター ぱれっと	(TEL 0993-83-4800)
相談支援事業所 ともいき	(TEL 0993-35-2131)
南九州市社協障害者相談支援事業所	(TEL 0993-36-1257)
地域活動支援センター にじの途	(TEL 0993-56-1900)
地域活動支援センター 指宿ライフサポート	(TEL 0993-24-5055)
地域活動支援センター うえるふえあ	(TEL 0993-72-9242)

地域の障害者等の福祉に関する相談（日常生活又は社会生活を営む上でのいろいろな問題など）に応じ、情報提供及び助言、市及び事業者・施設等との連絡調整を行います。電話や自宅を訪問して相談に応じることもできます。

専門の相談員を配置し、専門性の高い相談支援事業（障害児等療育支援事業、精神障害者退院促進支援事業、発達障害者に関する相談支援、就労に関する相談支援等）を実施している事業所もあり、対応困難な事例に係る助言等を行っています。

地域活動支援センターでは、併せて障害のある方の創作活動や社会参加等の便宜を図っています。

### ◆県発達障害者支援センター (TEL 099-264-3720)

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害に関する相談に応じています。また保健センターや子育て支援センターでも相談を受けています。

川辺保健センター	(TEL 0993-56-1111)
知覧保健センター	(TEL 0993-58-7221)
穎娃保健センター	(TEL 0993-36-1111)
子育て支援センター「つみき」	(TEL 090-5740-8775)

### ◆県精神保健福祉センター (TEL 099-255-0617)

精神科的な診察や指導，悩みや不安，ひきこもり，依存症，社会復帰，心の健康づくり等に関する相談を受けています。

※平成20年9月11日からセンター内に鹿児島県高次脳機能障害者支援センターを開設。

### ◆障害者相談員

地域福祉の向上のために南九州市から委嘱された民間の奉仕者で，障害のある方の地域活動の推進役となり，障害者福祉について地域の啓発活動にあたります。

それぞれ担当地域が決められており，身体障害，知的障害のある方で問題を抱えている方々に，相談・援助・情報提供を行います。

《問合せ先》 市役所福祉課

### ◆民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は，地域住民を支援するボランティアで，それぞれの担当地区内で，生活に困っている人，障害者，高齢者，児童母子世帯等，支援を必要としている人の相談に応じるほか，福祉サービスの情報提供を行ったり，住民が必要なサービスを受けられるよう，住民と関係機関とのパイプ役としても活動しています。

《問合せ先》 市役所福祉課

## § 障害者手帳 §

### ◆身体障害者手帳

視覚，聴覚，平衡機能，音声機能，言語機能，そしゃく機能，肢体（上肢・下肢・体幹），心臓機能，腎臓機能，肝臓機能，呼吸器機能，膀胱，直腸機能，小腸機能，ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれか（または複数）に永続的な障害があり，「身体障害者障害程度等級表」に該当すると認められる方が対象となります。この手帳を持つことにより，それぞれの障害やその障害程度に応じた福祉サービスを利用することができます。

身体障害者手帳は申請に基づいて，身体に永続する障害（定められた程度以上）がある方に県知事から交付されます。

- 申請に必要なもの ○申請書、指定医師の診断書（用紙は福祉課窓口にあります。）
- 写真1枚（縦4cm×横3cm：原則1年以内撮影のもの）
- 印鑑

《問合せ先》 市役所福祉課

### ◆療育手帳

心身の発達，日常生活・行動・知的能力・社会性などさまざまな観点から診断を受けて，知的障害と判定された方が対象となります。この手帳を持つことにより，障害の程度に応じた福祉サービスを利用することができます。

療育手帳は申請に基づいて，知的障害者に対して，県知事から交付されます。

- 申請に必要なもの ○申請書（用紙は福祉課窓口にあります。）  
○写真1枚（縦4cm×横3cm：原則1年以内撮影のもの）  
○印鑑

※知的更生相談所、児童相談所で判定後、各庁舎福祉課で申請してください。

《問合せ先》 市役所福祉課

#### ◆精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象となります。手帳を取得することにより、障害の種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。また、通院医療費の公費負担の申請にあたって、医師の診断書が不要となります。

精神障害者保健福祉手帳は申請に基づいて、精神障害者に対して県知事から交付されます。

- 申請に必要なもの ○申請書（用紙は保健センター窓口にあります。）  
○医師の診断書又は年金証書の写  
○印鑑

《問合せ先》 市役所保健センター

#### ◆手帳をもっている方へ

このようなきときは、必ず手続きをしましょう。

- ・紛失、破損したとき
- ・障害の程度が変わったり、新しく別の障害が発生したとき
- ・住所、氏名が変わったとき
- ・障害者本人が死亡したとき

## § 障害者総合支援法等にもとづくサービス §

障害のある人が、障害の種別にかかわらず、必要とするサービスを利用するための仕組みを一元化し、さまざまな障害福祉サービスを提供しています。

利用する際は、市各支所福祉課または相談支援事業所に、どのようなサービスを利用したらよいか相談してください。

障害程度区分、社会活動や介護者、居住等の状況及びサービス利用意向等を勘案して、サービスの支給と利用者負担額を決定し、申請者に受給者証を交付します。決定に不服がある場合は、県へ申立ができます。

県の指定を受けた事業所、施設を選択し、受給者証を提示した上で、サービス内容を確認し、利用に関する契約を結び、その契約に基づいてサービスを利用します。

サービス利用にかかった費用から利用者負担額を除いた額を、市が利用者に代わって事業所・施設へ支払います。

障害者総合支援法等にもとづくサービスは、介護給付、訓練等給付、障害児施設、自立支援医療、補装具給付事業および地域生活支援事業等で構成されています。

《問合せ先》 市役所福祉課

## ◆介護給付

○居宅介護(ホームヘルプ)・・・入浴排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護。

○重度訪問介護・・・重度の肢体不自由の方に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護。

○行動援護・・・知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の介護。

○同行援護・・・視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助。

○重度障害者等包括支援・・・常に介護が必要な方に対する居宅介護、その他の包括的な介護。

○短期入所(ショートステイ)・・・介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護。

○療養介護・・・医療が必要な方に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助。

○生活介護・・・障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供などの援助。

○施設入所支援・・・施設に入所する方に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護。

○共同生活介護(ケアホーム)・・・入浴、排せつ、食事の介護などグループホームで夜間に行われる介護。

## ◆訓練等給付

○自立訓練(機能訓練)・・・理学療法士や作業療法士の身体的リハビリテーションによる訓練の提供。

○自立訓練(生活訓練)・・・食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練の提供。

○就労等移行支援・・・就労を希望する方に対して、生産活動などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練の提供。

○就労継続支援（A型・B型）・・・通常の事業所での雇用が困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練の提供。

○共同生活援助（グループホーム）・・・グループホームで夜間に行われる相談や日常生活上の援助。

#### ◆障害児通所支援

○児童発達支援（旧児童デイサービス）・・・就学前の障害児に対する日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの援助

○放課後等デイサービス（ 〃 ）・・・就学している障害児に対する日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの援助

#### ◆障害児施設

障害児の保護者は、児童相談所にて検査を受けた後、県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

○知的障害児施設・・・入所して自立自活に必要な知識技能を提供。

○知的障害児通園施設・・・通園にて自立自活に必要な知識技能を提供。

○肢体不自由児施設・・・治療とともに自立自活に必要な知識技能を提供。

○難聴幼児通園施設・・・通園にて聴能・言語訓練及び生活訓練を提供。

○重症心身障害児病棟・・・治療とともに自立自活に必要な知識技能を提供。

《問合せ先》県中央児童相談所（TEL 099-264-3003）

#### ◆補装具給付事業

身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を交付（修理）します。なお、交付を受ける際には、判定が必要な場合がありますので、必ず購入する前にご相談下さい。

また、介護保険の対象となる補装具については、介護保険から貸与となります。ただし、身体状況に個別に対応することが必要な場合は、身体障害者の制度で給付します。

障害部位	対象補装具
視覚	義眼、眼鏡、盲人安全杖等
聴覚	補聴器
音声・言語	意思伝達装置等
肢体	義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

## ◆地域生活支援事業

自立支援給付サービスとは別に、地域や利用者の実情に応じて市が実施する事業で、障害者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行っています。

### ○日中一時支援事業

日中、障害のある方を一時的に預かることにより日中の活動の場を確保し、障害のある方の家族の就労支援および介護の一時的軽減を図ります。

### ○移動支援サービス

屋外の移動が困難な障害のある方について外出支援を行います。対象となる外出は、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出です。

### ○コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳・要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。

### ○地域活動支援センターⅠ型

相談支援事業と併せて、創作的活動、生産活動、社会との交流促進事業を実施し、障害者等の地域生活を支援します。

### ○地域活動支援センターⅡ型

雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス（デイサービス）を実施します。

### ○日常生活用具の給付

主に在宅の重度障害者（児）の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具の給付を行います。必ず購入前にご相談下さい。

また、住宅で生活する身体障害者で下肢、体幹機能等の障害により移動機能障害がある場合など、段差解消や手すりの設置など比較的小規模な住環境の改善を行う場合に、費用の一部を助成します。改修する前に、必ずご相談下さい。

区分	種目	障害及び程度
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。寝たきり状態にある難病患者等
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障害者（児）で、原則として3歳以上の者。寝たきり状態にある難病患者等
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上の者。自力で排尿できない難病患者等

	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として３歳以上の者
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者であって、原則として学齢児以上の者。寝たきり状態にある難病患者等
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、原則として３歳以上の者。下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則３歳以上の者
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則学齢児以上の者。下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者であって、原則として３歳以上の者。同程度の難病患者等
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上の者。常時介護を要する難病患者等
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の身体障害者（児）。
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。下肢が不自由な難病患者等
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するも者
	特殊便器	上肢障害２級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者であって、原則として学齢児以上の者。上肢機能に障害のある難病患者等
	火災警報器	障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	自動消火器	障害等級２級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）及び難病患者等であって、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	電磁調理器	視覚障害２級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの

		世帯及びこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	物品識別装置	視覚障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者
	ネブライザー（吸入器） 電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者。呼吸器機能に障害のある難病患者等
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）
	盲人用体温計 盲人用体重計	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者
	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	呼吸器若しくは心臓機能障害３級以上の者で、在宅酸素療法若しくは人工呼吸器を装着する者又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者。人工呼吸器の装着が必要な難病患者等
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級又は視覚障害２級以上の身体障害者（児）
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害２級かつ聴覚障害２級以上）身体障害者（児）であって、必要と認められる者
	点字器	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者
	視覚障害者用テープレコーダー	視覚障害者２級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害者２級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者。ただし、音声

		機能付き拡大読書器に限り、全盲者への給付は可能とする。
	盲人用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	人工喉頭	音声言語機能障害者（児）（喉頭摘出者）
	視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）
排泄管理支援用具	ストマ用装具	直腸又はぼうこう機能障害者（児）（人工肛門又は人工膀胱造設者）
	紙オムツ	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者
	収尿器	高度の排尿機能障害
住宅改修	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による下肢・体幹機能障害を有する学齢児以上の身体障害者（児）であって障害程度3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者）。下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等。ただし、同一住宅に1回限りとする。

### ○更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

### ○成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる、身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これら障害者の権利擁護を図るものです。

## § 医療 §

### ◆自立支援医療の給付

障害のある方が、その障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を行う場合、所得等に応じて支払いの限度額が設けられます。

#### ○ 更生医療と育成医療

##### ①更生医療

18歳以上の身体障害者の方が、その障害の程度を軽くしたり取り除いたり、または障害の進行を防ぐことが可能な場合、その治療に要する医療費の一部を公費負担する制度です。

《問合せ先》 市役所福祉課

##### ②育成医療

現在身体に障害があるか、または現に疾患があつてそのまま放置すると将来一定の障害を残すと認められる18歳未満の児童で、手術などの外科的な治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に要する医療費の一部を公費負担する制度です。

《問合せ先》 市役所福祉課

※更生・育成医療の適用例等

障害の種類		手術等の名称
視覚障害		水晶体摘出術、角膜移植術、義眼包埋術等
聴覚障害		外耳道形成術、人工内耳等
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害		口唇形成術、口蓋形成術、歯科矯正療法等
肢体不自由		人工関節置換術、関節固定術、骨切り術等
内部機能障害	腎臓機能障害	人工透析、腎移植術等
	心臓機能障害	経皮的冠動脈形成術、冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術等
	小腸の機能障害	中心静脈栄養法
	免疫機能障害	抗H I V療法、免疫調節療法等

#### ○ 精神通院医療

統合失調症、精神作用物質による急性中毒症又はその依存症、知的障害、精神病質、その他の精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある方が、通院によりその治療を指定医療機関で受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費負担する制度です。

《問合せ先》 市役所 保健センター

### ◆重度心身障害者医療費助成事業

重度心身障害者の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分（保険適用分）を支給します。対象者は、身体障害者手帳1級・2級，身障者手帳3級かつ療育手帳B1，療育手帳A1・A2を所持している方です。

医療機関の窓口でいったん医療費の自己負担分を支払っていただきますが，診療月の2～4か月後に指定の口座にお支払いします。

※助成の範囲は、健康保険により一部負担した額から高額医療等により支給された額を控除して支給します。なお、入院時の食事代や健康保険以外の診療費等は対象となりません。

《問合せ先》 市役所福祉課

#### ◆ひとり親家庭等医療費助成事業

下記のいずれかに該当する方に対し，重度心身障害者医療費の助成内容に準じた医療費の助成を行います。

- ① 父または母が一定の障害を持つ家庭にある18歳までの児童（障害のある児童は20歳未満）及びその父又は母
- ② 母子・父子家庭の母又は父及びその家庭にある18歳までの児童（障害のある児童は20歳未満）
- ③ 父母が死亡し，又は①②に該当する18歳までの児童（障害のある児童は20歳未満）で父母に監護されない児童及びその児童を養育する人

《問合せ先》 市役所福祉課

#### ◆後期高齢者医療制度

下記の対象者で，75歳以上の方は後期高齢者医療に自動加入となり，誕生日から対象になります。

また65歳から74歳の方で下記の対象者は，後期高齢者医療の加入が選択でき，手続きが必要で，申請日から対象となります。

##### 【対象となる方】

- ・身体障害者・・・1級～3級，下肢障害4級の1・3・4号，音声機能・言語機能障害の4級
- ・知的障害者・・・A1，A2に該当する方
- ・精神障害者・・・1級～2級

《問合せ先》 市役所 保険係

#### ◆高額療養費

国民健康保険や社会保険の加入者が，同一月（1日～末日）に医療機関に支払った医療費が一定額を超えた場合は，申請をして認められると，高額医療費が支給され，自己負担が軽減される制度です。

《問合せ先》 国民健康保険の方・・・市役所 保険係  
健康保険組合の方・・・各事業所の健康保険組合

## § 経済的支援 §

《問合せ先》 市役所福祉課

### ◆特別障害者手当

心身に重度の障害を重複するか、単一の重度障害であって、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給するもので、申請月の翌月からが支給対象となります。

なお、医療機関等に3か月を超えて入院している場合、また身体障害者・知的障害者・高齢者関係の施設に入所している場合は対象となりません。

■月額 26,260円 (平成25年10月～ 26,080円)

### ◆障害児福祉手当

身体または知的発達の重度障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給するもので、申請月の翌月からが支給対象となります。

なお、肢体不自由児、知的障害児等の施設に入所している場合は対象となりません。

■月額 14,280円 (平成25年10月～ 14,180円)

### ◆特別児童扶養手当

身体または知的発達に障害のある児童(20歳未満)を監護する父、母もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給するもので、申請月の翌月からが支給対象となります。

なお、施設等に入所している場合は対象となりません。また、20歳になると障害年金の手続きが必要です。

■月額 50,400円 (平成25年10月～ 50,050円) (1級)

33,570円 (平成25年10月～ 33,330円) (2級)

### ◆児童扶養手当

下記のいずれかに該当する18歳未満(障害のある児童は20歳未満)の児童を監護する母、又はその児童を養育する人が対象となります。

- ① 父が重度の障害の状態にある児童、あるいは父母が婚姻を解消した児童
- ② 父が死亡した児童、あるいは父の生死が明らかでない児童
- ③ その他、政令で定める事由により父と生計を同じくしていない児童

#### ■支給額

・児童が1人 - 月額41,430円 (平成25年10月～ 41,140円)

・児童が2人 - 月額46,430円 (平成25年10月～ 46,140円)

・児童が3人 - 月額49,430円 (平成25年10月～ 49,140円)

以後-児童が増えるごとに月額3,000円追加

### ◆心身障害者扶養共済制度

障害児(者)の保護者(加入者)が月々掛金を積立し、加入者が死亡または重度障害となった場合、障害児(者)に生涯を通じて年金が支給されます。

対象者	次のアからウまでのいずれかの障害者を扶養している、65歳未満の保護者 ア 療育手帳所持者 イ 身体障害者手帳1級～3級の方
-----	---

	ウ アまたはイと同程度の障害を持つ方
助成限度額	1口加入者 月額2万円 2口加入者 月額4万円
掛金	加入者の年齢に応じて月額9,300円～23,300円（世帯の所得状況により減額される場合があります。）

#### ◆障害基礎年金、障害厚生年金等

年金に加入している人が、ケガや病気で障害者（年金法に定める障害程度）になったとき、障害年金が支給されることがあります。

20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた方が、障害の状態にあつて20歳に達したとき、障害基礎年金が支給されます（所得制限あり）。

《問合せ先》

国民年金の方・・・川辺庁舎 市民生活課 (TEL 0993-56-1111)  
知覧庁舎 市民課 (TEL 0993-83-2511)  
穎娃庁舎 市民課 (TEL 0993-36-1111)  
厚生年金の方・・・年金事務所 (TEL 099-251-3111) (鹿児島南)  
共済年金の方・・・各共済組合

#### ◆特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

《問合せ先》 市役所市民生活課又は市民課  
管轄の年金事務所

#### ◆生活福祉資金貸付

他からの資金の借入れが困難な方に低金利で貸付し、民生委員・児童委員の支援のもとに、世帯の自立を図ろうとするものです。

《問合せ先》 南九州市社会福祉協議会

#### ◆定期預金の利息優遇

各金融機関では、障害者等の方を対象とした優遇金利定期預金を取り扱っています。

優遇金利定期預金の金利、対象者、預入期間等は、取扱金融機関によって異なりますので、直接、各金融機関にお問い合わせください。

## § その他の福祉サービス §

#### ◆障害児学童保育事業

「障害児学童クラブきらり」が実施する、学齢障害児を対象とした障害児学童保育事業により、体験活動、相互親睦、地域の交流、保護者の心身の負担軽減などを行っています。

《問合せ先》 市役所福祉課

### ◆巡回相談

身体・知的障害者更生相談所の医師、心理判定員等が福祉事務所単位に巡回し、手帳交付・更生医療・補装具・施設入所・日常生活等必要な相談に応じます。

《問合せ先》 市役所福祉課

### ◆市営温泉センター入浴料割引

市営温泉施設を利用する際に、65歳以上の方及び身体障害者手帳1級～5級所持者に対して、温泉センター入浴料割引券が交付されます。

【対象施設】 えい中央温泉センター ・ えい別府温泉センター ・ アグリ温泉  
知覧温泉センター ・ ふれあいセンターわくわく川辺

《問合せ先》 市役所福祉課

### ◆鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）

公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度です。

《問合せ先》 市役所福祉課・南薩地域振興局地域保健福祉課（TEL 0993-53-8001）

### ◆駐車禁止の対象除外（駐車禁止除外指定車標章）

障害者が自分で運転する場合または家族などの介護者の運転する車に同乗した場合、「駐車禁止除外指定車標章」を提示することで、指定の駐車禁止場所の規制対象から原則として除外されます。

《問合せ先》 南九州警察署 交通課（TEL 0993-83-1110）

## § 就 労 §

### ◆公共職業安定所

ハローワーク指宿（TEL 0993-22-4135） ハローワーク加世田（TEL 0993-53-5111）

障害者の就業について、専門の職員が求人・求職から就業後のアフターケアまで一貫した相談・指導を行います。

### ◆なんさつ障害者就業・生活支援センター（TEL 0993-58-7020）

働きたい、働く上での悩み、困っていることの相談に応じます。基礎訓練、職場体験、通勤指導、就職準備同行支援、職場定着支援、生活支援等、障害者職業センターやハローワーク等関係機関とのネットワークを構築しながら、障害を持つ方々が安定した職業生活を送ることができるように総合的にサポートします。

### ◆鹿児島障害者職業センター（TEL 099-257-9240）

就職や職業生活について、不安や問題がある方を対象に、面接相談等を通して不安や問題の解消に向けた進め方（支援プラン）を提案し、各種事業を実施します。実施後はハローワ

ークをはじめ各種関係機関と連携し、就職から職場定着に至るまで支援を行います。

また、在職中にうつ病等の精神疾患に罹患され休職している方の職場復帰に向けた支援や、障害者の雇用管理に関する事業主の悩みや不安の解消に向けた相談・支援も行っています。

#### ◆国立鹿児島障害者職業能力開発校 (TEL 0996-44-2206)

障害者が就業することにより自立するため、その能力に適する職種について、基礎となる知識・技能を修得するよう指導を行います。

## § 教育 §

#### ◆市教育委員会学校教育課 (TEL 0993-56-1111)

発達障害を含め、障害のある幼児・児童・生徒に対する特別支援教育体制を関係機関と協働して進めていくなど、教育についてあらゆる相談に応じています。

#### ◆巡回教育相談

障害のある幼児・児童・生徒の育て方や指導の方法、就学の見通しなどについて、相談員が巡回して相談に応じます。

《問合せ先》 市教育委員会学校教育課

## § 公共料金サービス §

#### ◆郵便料金の割引

点字郵便、点字ゆうパック、ゆうメール等で割引制度があります。

《問合せ先》 郵便事業株式会社各支店

#### ◆N T T 無料電話番号案内 (ふれあい案内)

目や上肢が不自由な方、知的障害や精神障害のある方を対象に、N T T西日本へ登録すると、無料で電話番号を案内するサービスです。

《問合せ先》 N T T (TEL 0120-104174)

#### ◆携帯電話使用料割引

各電話会社では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方を対象に、携帯電話等の料金割引サービスを行っています。

《問合せ先》 各電話会社取扱店

#### ◆公共施設利用料等の減免

施設により、手帳の提示などで入館料等施設利用料が減免される場合があります。事前に利用される施設に御問合せください。

#### ◆N H K 放送受信料の減免

「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市民税（住民税）非課税の場合に、全額免除となります。

視覚・聴覚障害者、重度の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主の場合に、半額免除となります。

また、全額免除されている世帯は地上デジタル放送簡易チューナーを無償給付します。

《問合せ先》 市役所福祉課 または NHK鹿児島放送局（TEL 099-805-7000）

総務省 地デジチューナー支援実施センター（TEL 0570-033840）

## § 交通機関の割引 §

### ◆ひまわりバスの免除

未就学児、障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示が必要）、65歳以上の運転免許証自主返納者（南九州警察署発行の証明書の提示が必要）については、運賃が無料になります。

### ◆バス運賃の割引

	対象者	内容
第1種身体・知的障害者	本人及び介護人	普通運賃について5割引
第2種身体・知的障害者	本人	定期券について3割引
12歳未満の第2種身体・知的障害者	本人及び介護人	定期券について3割引

※身体障害者手帳、療育手帳を提示してください。

※詳細は、各会社の乗車券販売窓口までおたずねください。

※割引の取扱いについては、各会社によって異なることもあります。

### ◆タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がタクシーを利用される場合には、原則として10%引になります。詳細は、各タクシー会社にお問い合わせください。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

### ◆JR旅客運賃の割引

JRの経営する鉄道、航路及び自動車並びにJRとの間に連絡運輸の取扱いをする会社線を乗車船する場合に適用されます。

区分	本人と介護者が乗車する場合	本人のみが乗車する場合
割引対象者	第1種身体・知的障害者及び介護人	第1種・第2種身体障害者
普通乗車券	5割引	片道100kmをこえるとき5割引
定期乗車券	5割引	
回数乗車券	5割引	
急行券	5割引	

※身体障害者手帳、療育手帳を提示してください。

※詳細は、JR乗車券販売窓口までおたずねください。

### ◆航空運賃の割引

国内航空会社の国内定期路線の普通大人片道運賃が割引になります。

	対象者	内 容	販売期間
第1種身体・知的障害者	本人及び介護人	通常期大人普通運賃の25%～37%	2か月前～当日まで購入可能
第2種身体・知的障害者	本人	通常期大人普通運賃の25%～37%	2か月前～当日まで購入可能

※身体障害者手帳、療育手帳を提示してください。

※詳細は、各航空運送事業者までおたずねください。

### ◆有料道路通行料金の割引

身体障害者または知的障害者のために有料道路の割引制度があります。割引率は50%です。また、ETCを利用して割引を受けることもできます。

なお、有効期限は2年間となっていますので、継続して割引を受けようとする場合は、更新手続きが必要です。精神障害者保健福祉手帳は割引の対象にはなりません。

対象者	障害者本人が運転する場合	身体障害者手帳の交付を受けた方
	介護者が運転する場合	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方のうち、種の区分が「第1種」「A1・A2」の方

※割引の対象となる自動車は、障害者一人につき一台のみ登録できます。

※営業用車両は対象となりません。

※登録できる自動車は、障害者本人又は家族名義のものに限ります。

《問合せ先》 市役所福祉課

### ◆鹿児島空港県営駐車場の割引

鹿児島空港県営駐車場では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が駐車場を利用された場合には料金が割引（50%）になります。

※料金精算の際、手帳を提示してください。

## § 税金の減免・減税等 §

### ◆知覧税務署 (TEL 0993-83-2411)

障害者に対する所得税・相続税などの軽減や障害者多数雇用事業主に対する所得税・法人税などの軽減に関する相談・申請の窓口です。

### ◆住民税と所得税の控除

納税者本人、又は控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者（特別障害者）がいるときは、その障害者1人につき、所得控除を受けることができます。

《問合せ先》 市役所税務課

#### ◆確定申告による医療費控除

納税者本人又はその本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、その年中（1月1日～12月31日）に医療費を支払った場合は、医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

なお、ストマ用装具も「ストマ用装具使用証明書」（医師）とその領収書を添付すれば医療費控除の対象となります。

また、寝たきり老人等のおむつに係る費用についても、「おむつ使用証明書」（治療を継続に行っている医師が発行したもの）とその領収書を添付すれば、医療費控除の対象となります。

《問合せ先》 市役所税務課・知覧税務署

#### ◆給付金の非課税、掛金の控除

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として他の所得と区分され、課税の対象となりません。

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当等  
障害基礎年金、障害厚生年金

また、心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除く）について非課税扱いになるとともに、この給付金を受ける権利を相続や贈与によって取得した場合でも、相続税や贈与税はかかりません。なお、当該掛金については、一定要件を満たしていれば控除の対象となり、所得金額から差し引かれます。

《問合せ先》 市役所税務課・知覧税務署

#### ◆自動車税・自動車取得税（県税）、軽自動車税（市税）の減税

身体障害者手帳をお持ちの方が所有する車で、障害者本人や障害者と生計を一にする方、もしくは障害者を常時介護する人が運転する場合、一定の要件に該当すれば、自動車税・自動車取得税及び軽自動車税が減免されます。（身体障害者で18歳未満の者・精神障害者と生計を一にする者が所有する車も含みます。）申請期限や、該当する障害等級などに制限がありますので、事前に下記までお問い合わせ下さい。

注）自動車税（県税）と軽自動車税（市税）の同時減免はできません。

《問合せ先》 普通自動車・・・鹿児島県南薩地域振興局 県税課（TEL 0993-52-1315）  
軽自動車・・・市役所税務課（TEL 0993-56-1111）

#### ◆利子等の非課税

障害をお持ちの方が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続きをすれば非課税になります。

《問合せ先》 取扱金融機関

## § 社会参加等 §

### ◆選挙

投票所に行くことが困難な身体障害者の方は、事前に申請すると郵便で投票ができます。目の不自由な方には、点字投票の制度があります。

《問合せ先》 市選挙管理委員会事務局 (TEL 0993-83-2511)

### ◆福祉団体の加入

障害のある方の相互の理解と親睦を図るため、福祉団体への加入を勧めています。

《問合せ先》市身体障害者協会 (市社会福祉協議会川辺支所内) TEL 0993-56-5450

市手をつなぐ育成会 (市社会福祉協議会知覧支所内) TEL 0993-83-3961

精神障害者家族会 南風会 (自立支援センター南さつま内) TEL 0993-53-6116

### ◆福祉大会

障害のある方の自立意欲の高揚と更生援護について、広く理解と認識を深めるとともに、障害のある方の福祉の促進と文化教養等資質の向上を図るため、毎年福祉大会を開催しています。

### ◆スポーツ大会等

障害のある方がスポーツ大会の参加を通じて、相互の親睦と理解、健康の増進を図るとともに、社会参加の推進に寄与することを目的に、毎年スポーツ大会などのイベントを開催しています。

### ◆障害者週間

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されました。

「障害者週間」は、毎年12月3日から9日までの1週間で、この期間を中心に、国、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組みを展開します。

### ◆市内サービス事業所一覧

事業所名	事業所電話	法人(設置者)名
<b>居宅介護・重度訪問介護</b>		
望洋の里指定障害者居宅介護事業所	0993-36-3075	社会福祉法人 更生会
憩いの里ホームヘルプサービス	0993-83-3077	社会福祉法人 恵愛会
生協ヘルパーステーション・万之瀬	0993-56-5591	鹿児島医療生活協同組合
障害者自立支援センターぱれっと	0993-83-2367	社会福祉法人 敬和会
南九州市社協居宅介護支援事業所	0993-56-5450	社会福祉法人 南九州市社会福祉協議会
<b>行動援護</b>		

障害者自立支援センターぱれっと	0993-83-2367	社会福祉法人 敬和会
<b>同行援護</b>		
生協ヘルパーステーション・万之瀬	0993-56-5591	鹿児島医療生活協同組合
<b>障害児通所支援</b>		
心身障害児通園事業施設 療育センターあおぞら	0993-56-1712	特定医療法人 菊野会
知覧療育センター	0993-77-2730	特定非営利法人 HAS 発達支援センター
<b>生活介護</b>		
障害者自立支援センターぱれっと	0993-83-2367	社会福祉法人 敬和会
障害者支援施設 知覧育成園	0993-83-4800	
障害者自立支援センター けいわ		
白藤園	0993-84-2214	社会福祉法人 顕真福祉会
介護・支援事業所 聖の郷	0993-28-2020	社会福祉法人あすなる福祉会
障害者支援施設 榎山学園	0993-38-0234	社会福祉法人 更生会
障害者支援センター すてっぷ		
障害者支援施設 慈生園	0993-38-2522	
<b>共同生活介護</b>		
グループホーム 知覧	0993-83-4800	社会福祉法人 敬和会
グループホーム ふじ	0993-84-2214	社会福祉法人 顕真福祉会
ケアホームあすなる	0993-39-1206	社会福祉法人あすなる福祉会
ケアホーム響	0993-38-0234	社会福祉法人 更生会
ケアホーム アムール	0993-38-2522	
<b>短期入所</b>		
障害福祉サービス事業短期入所榎山学園	0993-38-0234	社会福祉法人 更生会
障害者支援施設 慈生園	0993-38-2522	
白藤園	0993-84-2214	社会福祉法人 顕真福祉会
ピア・アクティヴ	0993-56-0919	医療法人 蒼風会
障害者自立支援センターぱれっと	0993-83-2367	社会福祉法人 敬和会
短期入所事業所 聖の郷	0993-28-2020	社会福祉法人あすなる福祉会
<b>施設入所支援</b>		
障害者支援施設 知覧育成園	0993-83-4800	社会福祉法人 敬和会
白藤園	0993-84-2214	社会福祉法人 顕真福祉会
介護・支援事業所 聖の郷	0993-28-2020	社会福祉法人あすなる福祉会
障害者支援施設 榎山学園	0993-38-0234	社会福祉法人 更生会
障害者支援施設 慈生園	0993-38-2522	
<b>相談支援事業</b>		
生活支援センター なんさつ	0993-38-0454	社会福祉法人 更生会
にじの途	0993-56-1900	社会福祉法人 こだま会

障害者自立支援センター ぱれっと	0993-83-4800	社会福祉法人 敬和会
南九州市社協障害者相談支援事業所	0993-36-1257	社会福祉法人 南九州市社会福祉協議会
介護・支援事業所 聖の郷	0993-28-2020	社会福祉法人あすなる福祉会
<b>自立訓練(生活訓練)</b>		
障害者支援施設 知覧育成園	0993-83-4800	社会福祉法人 敬和会
就労・支援事業所 あすなる	0993-39-1206	社会福祉法人あすなる福祉会
障害者支援センター すてっぷ	0993-38-0234	社会福祉法人 更生会
<b>就労移行支援</b>		
知覧ふれあいの里	0993-84-2111	社会福祉法人 休道福祉会
障害者支援施設 知覧育成園	0993-83-4800	社会福祉法人 敬和会
白藤園	0993-84-2214	社会福祉法人 顕真福祉会
就労・支援事業所 あすなる	0993-39-1206	社会福祉法人あすなる福祉会
<b>就労継続支援(A型)</b>		
障害者就労支援センター みらい	0993-83-3321	社会福祉法人 敬和会
更生会給食センター つどい	0993-38-0234	社会福祉法人 更生会
<b>就労継続支援(B型)</b>		
知覧ふれあいの里	0993-84-2111	社会福祉法人 休道福祉会
障害者就労支援センター みらい	0993-83-3321	社会福祉法人 敬和会
障害者自立支援センター けいわ	0993-83-4800	
白藤園	0993-84-2214	社会福祉法人 顕真福祉会
就労・支援事業所 あすなる	0993-39-1206	社会福祉法人あすなる福祉会
障害者支援施設 榎山学園	0993-38-0234	社会福祉法人 更生会
障害者支援施設 慈生園	0993-38-2522	
福祉作業所くすのき	0993-57-2666	社会福祉法人川辺福祉会
ゆめの樹	0993-56-3199	社会福祉法人 こだま会
<b>共同生活援助</b>		
望岳荘	0993-38-2522	社会福祉法人 更生会
グループホーム 知覧	0993-83-4800	社会福祉法人 敬和会
グループホーム ふじ	0993-84-2214	社会福祉法人 顕真福祉会
フレンドリーホーム 知覧	0993-84-1163	医療法人 尚和会
ウイング1号館	0993-56-4111	医療法人 蒼風会
ピア・アクティヴ	0993-56-0919	
ケアホームあすなる	0993-39-1206	社会福祉法人あすなる福祉会